

# 山梨県公報

第二千二百六十七号

平成二十四年

十月十一日

木曜日

## 目次

### 告示

救急病院等の申出の撤回の届出	五六一
救急病院等の認定	五六一
保安林の指定施設要件の変更予定(三件)	五六一
家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除(四件)	五六二
県営土地改良事業計画の変更	五六三
道路の供用開始	五六三
道路の区域変更(二件)	五六三
建築基準法に基づく道路位置指定	五六四
有害図書類の指定	五六四

### 公告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	五六五
平成二十四年度山梨県准看護師試験の実施	五六五
富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧	五六六
富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧	五六六
一般競争入札について	五六六
土地改良区役員の退任及び就任	五六八
甲府都市計画の変更案の縦覧	五六八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五六八
教育委員会	五六八
落札者等の決定について	五六八
公安委員会	五六九
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五六九
その他	五六九
一般競争入札について	五七六

技術提案書の提出の公募について

五八〇

## 告示

### 山梨県告示第三百五十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があつた。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
上野原市立病院	上野原市上野原三千百九十五番地

#### 二 撤回年月日

平成二十四年十月一日

### 山梨県告示第三百五十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
上野原市立病院	上野原市上野原三千五百四番地三

#### 二 認定期間

平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで

### 山梨県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成二十四年告示第二百八十八号）は、解除する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百五十八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成二十四年告示第三百八号）は、解除する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百五十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成二十四年告示第三百一十一号）は、解除する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百六十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成二十四年告示第三百二十三号）は、解除する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から申請があった土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができ

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

山梨県公報 第二千二百六十七号 平成二十四年十月十一日

平成二十四年十月十二日から同年十一月八日まで

三 縦覧場所

葦崎市役所

南アルプス市役所

四 異議申出期間

平成二十四年十一月九日から同年十一月二十六日

山梨県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	四二一号	甲州市勝沼町山字幸神一三三八番の三地先から甲州市勝沼町休息字古阿弥一九九二番の二地先まで	一八八・五	平成二十四年十月十一日

山梨県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字トウドコロ二九五六番の 二地先から 北都留郡小菅村字棚沢二九三八番の一地先 まで	八・六〇	一一・三〇	八・七〇	二九八・九
	二七・八	三九・七		
			二九一・二	

**山梨県告示第三百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市下今井字古町一七一番の六地先から 甲斐市下今井字古町官有無番地先まで	八・六〇	一一・三〇	八・七〇	二九八・九
	一一・六	二五・四		
			三三四・七	

**山梨県告示第三百六十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日 平成二十四年十月十一日
- 二 指定道路の位置 山梨市上神内川字才文字三二四番四、三二五番一
- 三 指定道路の幅員 最大四・五メートル 最小四・三五メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・九六メートル

**山梨県告示第三百六十六号**

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十四年十月十一日から施行する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
実話ドキュメント2012年9月号	竹書房
裏モノJAPAN10月号	(株) 鉄人社
図解アリエナイ理科ノ教科書 C	(株) 三オブックス
月刊ほんとうに怖い童話10月号	ぶんか社
絶対恋愛Sweet2012年9月号	(株) 笠倉出版社
35歳からの恋愛REAL9月号増刊	(株) メディアックス

BOY, SPIAS 9月号	(株) ジュネット
最新版 世界の処刑と拷問	(株) 笠倉出版社

二 指定する理由  
著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等  
青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び  
第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険 事業所番号	サービスの種類	指定年月日
あいケアデイ サービス	山梨県甲府市 心経寺町四百 七十五番地一	一九七〇二〇 三五一九	介護予防通所介護 通所介護	平成二十四年 八月二十二日
ケアステーション の森の子	山梨県甲府市 古府中町八百 七十五番地一	一九七〇一〇 三五三五	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十四年 八月二十四日
居宅介護支援 事業所咲苗	山梨県中央市 浅利三千七十 四番地	一九七三三〇 〇二二二	居宅介護支援	平成二十四年 九月一日
ポシブル甲府	山梨県甲府市 富士見二丁目 十番一十号	一九七〇一〇 三五二七	介護予防通所介護 通所介護	平成二十四年 九月六日
さくら・介護	山梨県笛吹市	一九七二八〇	介護予防訪問介護	平成二十四年

ステーション 山梨	石和町唐柏百 十二番地三	〇七八二	訪問介護	九月六日
甲州茶話本舗 デイサービス こつみ亭	山梨県南都留 郡富士河口湖 町勝山六百十 九番地	一九七三三〇 〇六五〇	通所介護	平成二十四年 九月十六日

### ● 平成二十四年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第百二十三号）第十八条の規定により、平成  
二十四年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 試験日時  
平成二十五年二月十七日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 試験場所  
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学 池田キャンパス
- 試験方法  
筆記試験
- 試験科目  
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に  
規定する科目
- 受験資格  
保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 提出書類  
1 受験願書  
2 履歴書  
3 受験資格を有することを証明する書類  
4 写真（出願前六月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメー  
ル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載するこ  
と。）  
7 受験手数料  
六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、



消印はしないこと。

八 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。  
受験願書の配布期間及び場所

平成二十四年十一月十二日(月)から同月二十二日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当(甲府市丸の内一丁目六番一号)において配布する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角二号)を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛に平成二十四年十一月二十二日(木)までに送付すること。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法

持参し、又は郵送すること。

3 受験願書の受付期間

平成二十四年十二月十七日(月)から同月十八日(火)までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、平成二十四年十二月十七日(月)から同月十八日(火)までの消印のあるものを有効とする。(簡易書留で送付すること。)

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五 二二三 一四八四)に問い合わせること。

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、平成二十四年十月十二日から同年十一月五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、平成二十四年十月十二日から同年十一月五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十月十一日

山梨県工業技術センター所長 末 木 浩 一

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

放射イミュニティ自動試験システム及びEMC測定支援システム 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十五年三月十三日

4 納入場所

山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十四年山梨県告示第三百三十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二十六条に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は法人であつてそ

の役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

6 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

7 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「理化学機器」が登録されている者であること。

### 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年十月二十四日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十四年十月二十四日（水）午前十一時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十四年十一月九日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年十一月二十八日（水）午前十一時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十四年十一月二十七日（火）午後四時までに山梨県工業技術センター総務課（郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

り捨てた金額）をもちて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認められた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

### 四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二に該当する者は、これを免除する。

4 契約書の作成の要否

要

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Radiated immunity test system and EMC test support system 1 unit

2 Date and time for tender

11:00AM November 28, 2012

3 Bureau in charge

General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center,

2094 Otsu-nachi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	長田 一明	甲斐市亀沢三九二番地	平成二十四年九月三十日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	横田 達夫	甲府市愛宕町一六二番地	平成二十四年十月一日

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

（三・三・一 号 和戸町竜王線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課  
縦覧期間  
平成二十四年十月十一日から同年十月二十五日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成二十四年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市東花輪字整理地一七三の二、一七三の三、一七三の四、一七三の五、一七三の六、一七三の七及び一七三の八の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目十六番十六号 有限会社セントラルホームズ 代表取締役 雨宮 孝

### 教育委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十四年十月十一日

山梨県教育委員会教育長 瀧 田 武 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

東部地域総合制高校仮設校舎の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地



- 三 山梨県教育庁学校施設課計画整備担当 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号  
落札者を決定した日  
平成二十四年九月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社山梨営業所 山梨県甲府市国母八丁目二十一番一号
- 五 落札金額  
一億七千五百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十四年八月六日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第百六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十四年十月十一日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

別表第一中

三〇〇	甲府市富士見一丁目八番一九号 先（市道朝日荒川線と市道との 十字路交差点）	県衛生公害研 究所北	平成二二年一月一五日 告示第一一六号
三〇〇	甲府市富士見一丁目八番一九号 先（市道朝日荒川線と市道との 十字路交差点）	県衛生公害研 究所北	平成二二年一月一五日 告示第一一六号

三〇一	甲府市北口二丁目一五番四号先 （主要地方道甲府山梨線と市道 との十字路交差点）	県立図書館北 交差点	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
-----	---	---------------	-----------------------

一七六	南アルプス市西野二、〇八四番 地五先（市道西野九六号線と市 道西野三七号線との十字路交差 点）	白根東小学校 東	平成二二年八月二七日 告示第八七号
-----	--	-------------	----------------------

一七六	南アルプス市西野二、〇八四番 地五先（市道西野九六号線と市 道西野三七号線との十字路交差 点）	白根東小学校 東	平成二二年八月二七日 告示第八七号
一七七	南アルプス市戸田一一番地二先 （県道一軒茶屋荆沢線と市道と の十字路交差点）	戸田・田島東 橋	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号

二九	南巨摩郡南部町内船二、〇八 二番地の一先（県道富士川身延 線と町道寄畑徳間線との十字路 交差点）	寄畑駅前	平成一三年八月九日 告示第三二号
----	---	------	---------------------

二九	南巨摩郡南部町内船二、〇八 二番地の一先（県道富士川身延 線と町道寄畑徳間線との十字路 交差点）	寄畑駅前	平成一三年八月九日 告示第三二号
三〇	南巨摩郡身延町波高島九〇一番	波高島トンネ	平成二四年一〇月一日

地先（国道三〇〇号と県道市川三郷身延線との丁字路交差点）	ル西	告示第一〇六号
------------------------------	----	---------

九四 甲州市塩山千野二七八番地六先（県道平沢千野線と東山東部広域農道との十字路交差点）	玉宮入口	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
--	------	----------------------

九四 甲州市塩山千野二七八番地六先（県道平沢千野線と東山東部広域農道との十字路交差点）	玉宮入口	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
--	------	----------------------

九五 甲州市塩山上粟生野一三三番地先（国道四一一号と玉宮地区幹線農道との十字路交差点）	塩山北中学校前	平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
--	---------	------------------------

九六 山梨市万力五八番地先（国道一四〇号と市道との十字路交差点）	山梨厚生病院前	平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
-------------------------------------	---------	------------------------

九七 山梨市下石森五五七番地三先（市道同士の十字路交差点）	山梨南中学校前	平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
----------------------------------	---------	------------------------

九八 甲州市勝沼町菱山一、〇〇三番地先（東山東部広域農道と市道との十字路交差点）	菱山小学校前	平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
---	--------	------------------------

六六 塩山市上粟生野一三三番地先（国道四一一号線単路）	塩山北中前	平成二十四年六月二三日 告示第二十九号
--------------------------------	-------	------------------------

六六 削除		平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
----------	--	------------------------

四〇 都留市金井三一七番地先（県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点）	近ヶ坂温泉入口	平一・一・二六 告示第六号
--	---------	------------------

四〇 削除		平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
----------	--	------------------------

三七 都留市古川渡五〇三番地先（県道四日市場上野原線と旧国道一三九号との丁字路交差点）	古川渡	平成二十三年一月三十一日 告示第一一〇号
--	-----	-------------------------

三七 都留市古川渡五〇三番地先（県道四日市場上野原線と旧国道一三九号との丁字路交差点）	古川渡	平成二十三年一月三十一日 告示第一一〇号
--	-----	-------------------------

三八 都留市中津森五四番地三先（県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点）	中津森	平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
---	-----	------------------------

三九 大月市賑岡町強瀬一、二二四番地先（市道同士が交差する十字路交差点）	百蔵橋南	平成二十四年一〇月二日 告示第一〇六号
---	------	------------------------

に改める。  
別表第十中

九七	県道 八幡積 翠寺甲 府線	甲府市北口二丁目九番一三号先 (辻医院前)交差点	一	甲府	五五・八・一一 三五号
----	------------------------	-----------------------------	---	----	----------------

九七	主要地 方道甲 府山梨 線 市道	甲府市北口二丁目一五番四号先 (県立図書館北交差点)	三	甲府	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号
----	------------------------------	-------------------------------	---	----	---------------------------

五二四	村道	中巨摩郡玉穂村下河東九三三番 地の一先(小林正雄方前)	二	南甲 府	四九・四・一一 一六号
-----	----	--------------------------------	---	---------	----------------

五二四	削除			南甲 府	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-----	----	--	--	---------	---------------------------

一、〇四八	国道 一四〇 号線	山梨市落合四三番地先(第三保 育所前)	一	日下 部	四九・四・一一 一六号
-------	-----------------	------------------------	---	---------	----------------

一、〇四八	国道一 四〇号 市道	山梨市万力五八番地先(山梨厚 生病院前交差点)	四	日下 部	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	------------------	----------------------------	---	---------	---------------------------

一、九〇六	国道四 一一号	塩山市上粟生野一三三番地先(塩山北中前)	一	塩山	平成一四年六月 一三日 告示第二九号
-------	------------	----------------------	---	----	--------------------------

一、九〇六	削除			日下 部	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	--	---------	---------------------------

二、三一一	県道 八幡積 翠寺甲 府線	甲府市武田一丁目二番二〇号甲 府信用金庫北支店東側	一	甲府	五四・四・二七 二三号
-------	------------------------	------------------------------	---	----	----------------

二、三一一	削除			甲府	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	--	----	---------------------------

二、五二三	県道 四尾連 湖公園 線	西八代郡市川大門町山家六三 五八番地の三郡農協山保出張所 前	一	市川	五五・一一・一 五九号
-------	-----------------------	--------------------------------------	---	----	----------------

二、五二三	県道四 尾連湖 公園線	西八代郡市川三郷町山保六三 二〇番地先(町立市川東小学校 入口)	一	鯉沢	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	-------------------	--	---	----	---------------------------

五、二六七	削除		南部	平成二十四年一月一日
五、二六七	国道三〇〇号(旧道)	南巨摩郡身延町波高島三番地二先(丁字路交差点)	南部	平成二十二年三月五日 告示第一八号
四、四九七	国道一三八号	南都留郡鳴沢村八、五三二番地の六三先(道の駅なるさわ交差点)	富士吉田	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
四、四九七	国道一三八号	南都留郡鳴沢村八、五三二番地の六三先 (道の駅なるさわ交差点)	富士吉田	平成二一年一月一日 告示第一〇号
二、五一四	県道四尾連湖公園線	西八代郡市川三郷町山保六、三六〇番地一先(町立山保へき地保育所入口)	鯉沢	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
二、五一四	県道四尾連湖公園線	西八代郡市川大門町山家六、三五〇番地先山保保育園入口	市川	五五・一二・一二 五九号

八九	一、三南アル	県道南アル	南巨摩郡早川町初鹿島八一〇番地先	六〇〇	車両(原付)	三〇	鯉沢	平七・二二〇
五、四一〇	町道	南都留郡富士河口湖町河口一、六五二番地先(町道同士の丁字路交差点)				富士吉田	平成二十四年七月二六日 告示第七九号	告示第一〇六号
五、四一〇	町道	南都留郡富士河口湖町河口一、六五二番地先(町道同士の丁字路交差点)				富士吉田	平成二十四年七月二六日 告示第七九号	
五、四一一	市道	中央市白井阿原八八九番地先(市道同士の十字路交差点)				南甲府	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号	
五、四二二	市道	中央市下河東三、〇四〇番地五先(市道同士の十字路交差点)				南甲府	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号	
五、四二三	県道市川三郷身延線	南巨摩郡身延町波高島九〇一番地先(波高島トンネル西交差点)				南部	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号	
五、四四四	国道四一〇号	甲州市塩山上粟生野一三三番地先(塩山北中学校前交差点)				日下部	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号	

に改める。  
別表第十四中

	一、三 八九	一、三 九一
プス公 園線	削除	県道 南アル プス公 園線
(三協石産西方) から南巨摩郡早川 町初鹿島九六一番 地先(上橋寺前) までの両側		南巨摩郡早川町初 鹿島九六一番地先 (上橋寺前)から 南巨摩郡早川町高 住九八番地の三先 (角瀬トンネル東 方)までの両側
		二、九〇〇
・道路 交通法 施行令 第十二 条第一 項第二 号、同 条第二 項に規 定する けん引 を除く		車 両 (原付 ・道路 交通法 施行令 第十二 条第一 項第一 号及び 第二号 、同条 第二項 に規定
	南部	五〇
告示 第九号	平成二四 年一〇月 一日 告示第一 〇六号	鯉沢 平七・二 〇 告示 第九号

	一、三 九一	一、三 九五
プス公 園線	県道南 アルプ ス公園 線	県道 南アル プス公 園線
南巨摩郡身延町粟 倉六八七番地先(倉 六八七番地先) 丁字路交差点南側 (から南巨摩郡早 川町高住九八番地 三先(角瀬トンネ ル東詰)までの両 側		南巨摩郡身延町粟 倉六五番地先(川 口久雄方前)から 南巨摩郡早川町初 鹿島八一〇番地先 (三協石産西方) までの両側
	五、二二〇	一、八〇〇
するけ ん引を 除く。	車 両(原付・ けん引 ①②③ を除く)	車 両 (原付 ・道路 交通法 施行令 第十二 条第一 項第一 号及び 第二号 、同条 第二項 に規定 するけ ん引を 除く。
	五〇	五〇
	南部	南部
告示 第九号	平成二四 年一〇月 一日 告示第一 〇六号	平七・二 〇 告示 第九号



一、三 九五	削除					南部	平成二四 年一〇月 一日 告示第一 〇六号
-----------	----	--	--	--	--	----	-----------------------------------

一、七 一四	主要地 方道甲 斐中央 線	中巨摩郡昭和町築 地新居二、二七七 番地先(丁字路交 差点)から中巨摩 郡昭和町飯喰八五 三番地先(飯喰交 差点南側十字路交 差点)までの両側	三九五	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	南甲 府	平成二四 年六月一 四日 告示第五 八号
-----------	------------------------	--	-----	------------------------------	----	---------	----------------------------------

一、七 一四	主要地 方道甲 斐中央 線	中巨摩郡昭和町築 地新居二、二七七 番地先(丁字路交 差点)から中巨摩 郡昭和町飯喰八五 三番地先(飯喰交 差点南側十字路交 差点)までの両側	三九五	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	南甲 府	平成二四 年六月一 四日 告示第五 八号
一、七 一五	市道	中央市臼井阿原二 番地先(田富西 ランブ交差点南側 一方通行出口)か ら中央市西花輪二 、七二〇番地一先 (主要地方道葎崎 南アルプス中央線	一、三四〇	車両(原付・ けん引 ①②③ を除く。)	五〇	南甲 府	平成二四 年一〇月 一日 告示第一 〇六号

との丁字路交差点 (までの両側)							
---------------------	--	--	--	--	--	--	--

四八一	主要地 方道甲 斐中央 線	中巨摩郡昭和町築地 新居二、二七七番地 先(丁字路交差点) から中巨摩郡昭和町 飯喰一、三四五番地 先(飯喰交差点)ま での両側	三三〇	車両	終日	南甲 府	平成二四 年六月一 四日 告示第五 八号
-----	------------------------	--	-----	----	----	---------	----------------------------------

四八一	主要地 方道甲 斐中央 線	中巨摩郡昭和町築地 新居二、二七七番地 先(丁字路交差点) から中巨摩郡昭和町 飯喰一、三四五番地 先(飯喰交差点)ま での両側	三三〇	車両	終日	南甲 府	平成二四 年六月一 四日 告示第五 八号
四八二	市道	中央市臼井阿原二二 番地先(田富西ラン ブ交差点南側一方通 行出口)から中央市 西花輪二、七二〇番 地一先(主要地方道 葎崎南アルプス中央 線との丁字路交差点 )までの両側	一、三四〇	車両	終日	南甲 府	平成二四 年一〇月 一日 告示第一 〇六号

に改める。  
別表第十六中

に改める。  
別表第十五中

五、二九二	その他 の道路	中巨摩郡昭和町西条七九番地の 一先（志村恒直方所有空地西側 ）	南甲府 五七・一〇・八 四二号
-------	------------	---------------------------------------	-----------------------

五、二九二	削除		南甲府 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	-----------------------------------

六、八六三	市道	大月市脈岡町強瀬一、二二四番 地先（百蔵橋南詰西側）	大月 六一・九・一八 三四号
-------	----	-------------------------------	----------------------

六、八六三	削除		大月 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	----------------------------------

九、〇五四	町道 沖田滝 西線	中巨摩郡甲西町田島八一六番地 の一先（一軒茶屋荊沢線との交 差点南側・北進車両）	小笠原 平九・一・二〇 告示 第四号
-------	-----------------	--	-----------------------------

九、〇五四	削除		南アル プス 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	---

九、〇五五	町道 沖田滝	中巨摩郡甲西町田島八一六番地 の一先（一軒茶屋荊沢線との交 ）	小笠原 平九・一・二〇 告示
-------	-----------	---------------------------------------	----------------------

	西線	差点北側・南進車両）	第四号
--	----	------------	-----

九、〇五五	削除		南アル プス 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	---

一一、五七〇	市道	都留市平栗無番地先（大群橋北 側交差点・北進車両）	大月 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一号
--------	----	------------------------------	----------------------------------

一一、五七〇	削除		大月 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号
--------	----	--	----------------------------------

一一、五七一	市道	都留市中津森五四番地三先（十 字路交差点・南進車両）	大月 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一号
--------	----	-------------------------------	----------------------------------

一一、五七一	削除		大月 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号
--------	----	--	----------------------------------

一一、六四二	市道	富士吉田市上吉田二、二二一番 地先（富士吉田市立病院南東側 ・市道同士の十字路交差点・西 ）	富士吉 田 平成二十四年七月 二六日 告示第七九号
--------	----	---	---------------------------------------

を

一、六四二	市道	富士吉田市上吉田二、二二一番地先（富士吉田市立病院南東側・市道同士の十字路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二十四年七月二十六日 告示第七九号
一、六四三	市道	中央市白井阿原八八三番地先（市道同士の十字路交差点・西進車両）	南甲府	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
一、六四四	市道	中央市白井阿原八八九番地先（市道同士の十字路交差点・東進車両）	南甲府	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
一、六四五	市道	都留市金井三一七番地先（県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点・北進車両）	大月	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
一、六四六	市道	都留市中津森一九七番地先（県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点・南進車両）	大月	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号

に改める。

別表第十七中

一、三七二	市道	大月市大月一丁目八番一先（大月駅前広場入口）から大月市大月一丁目九番一五号先（大月駅前広場出口）までの両側	一一〇	車両	終日	大月	平成二十四年六月一日 告示第五八号
-------	----	---	-----	----	----	----	----------------------

進車両)

を

一、三七二	市道	大月市大月一丁目八番一先（大月駅前広場入口）から大月市大月一丁目九番一五号先（大月駅前広場出口）までの両側	一一〇	車両	終日	大月	平成二十四年六月一日 告示第五八号
一、三四〇	市道	中央市白井阿原二二番地先（田富西ランプ交差点南側一方通行出口）から中央市西花輪二、七二〇番地一先（主要地方道韮崎南アルプス中央線との丁字路交差点）までの両側	一、三四〇	車両	終日	南甲府	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号

に改める。

## その他

● 山梨県道路公社公告第十二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十四年十月十一日

富士山有料道路管理事務所長

田 中

茂

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山有料道路舗装工事（一工区）（以下「対象工事」という。）

2 工事場所

山梨県南都留郡富士河口湖町船津地内

### 3 工事概要

舗装切削オーバーレイ工 A〃六千八百九十平方メートル  
舗装打換工 A〃八十三平方メートル  
区画線工 一式

### 4 工期

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月十五日まで

### 5 予定価格

三千二百四十四万五千元

### 二 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

1 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。なお、当該要件のうち、アスファルトプラントを保有する者とは、プラント施設を直接管理してアスファルト混合物の品質に責任を負っている者で、アスファルトプラント権利の過半を保有している者をいう。

2 契約締結日の一年七月前日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

5 建設業法に基づき適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出で

きる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。

6 IS 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。

7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

8 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

10 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成十九年六月二十日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 公告の日の一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点審査項目の法令遵守における一から四までに該当することによる減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。

13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

### 三 総合評価に関する事項

#### 1 総合評価の方法

（一）総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもつて行う。なお、標準点は百点とする。

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100、1000、10000、100000

（標準点 + 加算点） / 入札価格 × 100、1000、10000、100000

（二）加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点として与える。加算点の満点は、個別事項による。

<p>加算点<sup>①</sup>（評価点の合計／評価点の合計の最高点）× 加算点の満点</p> <p>(三) 技術評価様式5 1又は技術評価様式5 1及び5 2で施工計画の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。</p> <p>2 落札者の決定方法</p> <p>次に掲げる要件のすべてを満たす者のうち、三の一によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の高い者を落札者とすることがある。</p> <p>(一) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。</p> <p>(二) 評価値が、「基準評価値」（標準点／予定価格×100、000、000）を下回らないこと。</p> <p>(三) 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回つた者は、次の要件を満たしていること。</p> <p>(三) 1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。</p> <p>(三) 2 入札価格が、調査基準価格の八十五パーセントを下回らないこと。</p> <p>3 入札を辞退した者の取扱い</p> <p>(一) 入札を辞退する者は、個別事項に記載の問い合わせ先に辞退理由書を提出するものとする。</p> <p>(二) 入札を辞退した者の評価は行わない。</p> <p>4 低入札価格調査の実施</p> <p>最高評価値者の入札価格が、調査基準価格を下回つたときは、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。保留通知後、調査基準価格を下回つた入札を行った全ての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取つた者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して三日（山梨県の休日を含め）（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。</p> <p>5 施工計画の履行の確保</p>	<p>落札者の提示した施工計画又は技術提案等は、履行を確保するため、契約時の設計図書とみなす。</p> <p>6 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置</p> <p>調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付けるものとする。</p> <p>(一) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。</p> <p>(二) 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこと。</p> <p>(三) 次のとおり、技術者の配置を行うこと。</p> <p>(1) 請負金額二千五百万円以上（建築一式工事の場合は五千万円以上）の工事では、次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配置すること。</p> <p>ア 山梨県発注工事で前年度及び当該年度の公告日の前々月未までの間に完成した工事で、七十点未満の工事成績評定を通知された者（共同企業体で実施した工事成績も対象とする。）</p> <p>イ 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、安全管理に関し、指名停止措置要領に基づき指名停止、文書注意を受けた者</p> <p>(2) 請負金額二千五百万円未満（建築一式工事の場合は五千万円未満）の工事については、専任の技術者一名を配置すること。</p> <p>四 設計図書等の配布</p> <p>1 配布期間</p> <p>個別事項に記載の配布開始日から締切日まで</p> <p>2 配布方法</p> <p>左記によりダウンロードすること。</p> <p>山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ（以下「ホームページ」という。） (URL) <a href="http://subarline.jp/">http://subarline.jp/</a></p> <p>五 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法</p> <p>1 受付期間</p> <p>個別事項に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。</p> <p>2 申請方法</p> <p>電子メールにより申請すること。ただし、電子メールにより申請したことを、個別事項に記載の問い合わせ先担当者に電話連絡し、受信されていることを確認する</p>
--	--



こと(以下、電子メールによる手続きを行う場合は、この方法によるものとする。)  
メールアドレス fuji-submarine@tollgate.on.arena.ne.jp  
六 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項  
個別事項に記載のとおり  
2 設計書の内容に関する事項

山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により、個別事項に記載の日までに電子メールで質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

七 入札参加資格の確認結果通知等  
1 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、全ての入札参加者について実施する。

2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページにその理由を付して公開する。

八 苦情申立て  
1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

(一) 申立て方法  
個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法  
原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答する。

2 技術評価の結果に疑義がある場合  
(一) 申立て方法  
個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法  
原則として個別事項に記載の日までに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知する。

3 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合  
(一) 申立て方法  
個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答し、評価点を修正した場合は修正した結果を入札参加者に通知する。

4 1から3までの回答の説明になお不服がある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から七日目(県の休日を含まない。)の午後五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、書面は左記に持参すること。

山梨県道路公社 道路管理課  
甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三八三五

5 4の再苦情の申立てがあった場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。  
6 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して七日(県の休日を含まない。)以内に、その結果を申立者に回答する。

九 入札等の日時及び場所  
1 入札及び開札の日時及び場所  
(一) 日時  
個別事項に記載のとおり

(二) 場所  
山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所  
南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号

2 落札者決定日  
個別事項に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

十 入札手続等  
1 低入札価格調査制度  
適用する。

2 現場説明会等  
現場説明会及びヒアリングは行わない。

3 入札方法  
(一) 入札書は、持参すること。  
(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の

記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 近接工事との重複落札の禁止

個別事項の近接工事に記載のある場合には、次の(一)又は(二)に該当する者(企業体の構成員を含む。)は、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。

(一) 近接工事を施工中(入札参加資格申請締切日までに完成引渡済の場合を除く。)の者又は落札した者は、対象工事の入札に参加することができない。

(二) 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した者が行ったその後に関札する工事の入札は無効とする。

6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無し

7 入札執行回数は一回とする。

8 入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。また、工事費内訳書は、原則として担当者が確認を行った後、返却する。

9 契約の確定

(一) 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則(昭和四十四年山梨県規則第二十号)に定める建設工事請負契約書を準用し作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 支払条件

(一) 前金払

適用する。金額は、契約金額の四割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内)とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

(二) 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内)とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

(三) 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県道路公社会計規程第三十一条の規定による。

13 その他

(一) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。

(二) 二の7に示した当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

(1) 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(四) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領を準用し指名停止を行うことがある。

(五) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(六) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

● 山梨県道路公社公告第十三号

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

平成二十四年十月十一日

一 業務概要等

1 業務名

雁坂トンネル附属設備修繕・更新計画作成業務

2 業務場所

山梨県山梨市三富川浦地内外

3 業務内容等

本業務は、一般国道一四〇号の雁坂トンネルにおける現在の実績交通量及び管理状況を基に、管理設備の統合・廃止・改築・修繕の計画（設備の見直し）を行い、長期的な維持管理コストの縮減に向けた検討を行うものである。

4 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

平成二十四年十一月三十日から平成二十五年三月十五日まで

二 参加表明書の受付期間

平成二十四年十月十八日（木）から平成二十四年十月二十四日（水）までの県の日を除く毎日、午前九時から午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する、対象業務の「公募型プロポーザル方式」公告及び資料作成要領等による。

(URL)<http://ollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番